

## 令和2年6月和水町議会第2回定例会会議録

令和2年6月8日和水町議会第2回定例会を議場に招集された。

1. 令和2年6月8日午前10時00分招集

2. 令和2年6月8日午前10時00分開会

3. 令和2年6月8日午前11時23分閉会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 荒木宏太	2番 白木 淳	3番 齊木幸男
5番 竹下周三	6番 高木洋一郎	7番 秋丸要一
8番 松村慶次	9番 庄山忠文	10番 池田龍之介
11番 森 潤一郎	12番 蒲池恭一	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

4番 坂本敏彦

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	中嶋光浩	書記	西原利沙
------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高巢泰廣	副町長	松尾栄喜
教育長	岡本貞三	総務課長	上原真二
総合支所長兼農林振興課長	富下健次	まちづくり推進課長	石原康司
税務住民課長	高木浩昭	商工観光課長	大山和説
建設課長	中嶋啓晴	病院事務部長	池上圭造
特養施設長	樋口幸広		

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 承認第8号 専決処分の承認について(令和2年度 和水町一般会計補正予算(第2号))

日程第6 承認第9号 専決処分の承認について(令和2年度 和水町特別養護老人ホー

		ム事業会計補正予算（第1号）
日程第7	承認第10号	専決処分の承認について（令和2年度 和水町病院事業会計補正予算（第1号））
日程第8	議案第40号	和水町消費生活安心条例の制定について
日程第9	議案第41号	和水町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
日程第10	議案第42号	和水町振興計画審議会条例の一部改正について
日程第11	議案第43号	和水町税条例の一部改正について
日程第12	議案第44号	和水町国民健康保険条例の一部改正について
日程第13	議案第45号	和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第46号	令和2年度 和水町一般会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第47号	令和2年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第48号	令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第49号	令和2年度 和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第50号	令和2年度 和水町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第51号	令和2年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第52号	令和2年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第53号	令和2年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）
日程第22		陳情等の常任委員会付託等について

開会 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和2年第2回和水町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は坂本議員から欠席届が提出されております。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番高木洋一郎君、7番秋丸要一君を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの5日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月12日までの5日間に決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和2年第2回和水町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。本定例会に提出された諸議案は、専決処分の承認3件、条例6件、補正予算8件、報告2件の計19件であります。この諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

また今定例会の会期中も、新型コロナウイルスの感染防止に努められ、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会の説明の出席を要請しております。

3月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、別紙にてお手元に配りましたとおりです。

以上で諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 皆様、おはようございます。

（おはようございます。）

本日は令和2年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

また、平素より町政運営におきまして、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

それでは本会議の開催に当たりましての御挨拶並びに行政報告を申し上げます。

まず皆様、御承知のとおり、昨年12月に発生しました新型コロナウイルス感染症が大流行し、

世界的に混乱を招く事態となりました。日本でも4月7日に東京都を初めとする7都道府県に緊急事態宣言が発令され、その後4月16日に対象地域が全国に拡大されました。

5月25日には全ての地域で緊急事態宣言が解除となりましたが、その影響で東京オリンピックが来年に延期されるという、前代未聞の事態に発展いたしました。当初の予定であれば、和水町でも5月7日に吉地尋常小学校跡地前から、金栗四三生家記念館までのルートを聖火が通り、町民一丸となって金栗四三生誕の地として、和水町を盛大にアピールできるチャンスでありましたが、大変残念に思っております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、幸いなことに和水町では現時点で感染者は確認されておりません。これも町民の皆様の予防対策等の賜であると、大変感謝をしているところであります。

町では新型コロナウイルス感染症対策を充実させるとともに、大きな影響を受けた地域経済や住民生活を支援するため、全町民への5,000円分の商品券配布など、町独自の支援策を講じました。

しかしながら北九州で大規模な感染が再発するなど、現在も油断のできない状況になっております。今後とも身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの徹底を初め、三つの密を避けるなど、新しい生活様式を実現しながら、引き続き感染予防に努めていただきますようお願い申し上げます。

それでは、第1回定例会以降の主な行政関連、行事等の報告を申し上げます。例年であれば、3月から5月にかけて町内の保育園、小中学校の卒業式、入学式や運動会等が行われ、子供たちにとっても、新たな気持ちで新年度を迎える時期ではございますが、先ほど申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの行事が中止や延期、規模縮小といった対策をとらざるを得ない状況となりました。

そのような厳しい中、4月8日には菊水小学校の開校式を行うことができました。今年から四つの小学校が統合して一つとなり新しいスタートを切ることができ、大変うれしく思っております。たくさんの子供たちが勉強や友達との時間を過ごしていく中で、多くのことを学び成長し、これからの歴史や文化を築き上げていかれていくことを楽しみとしているところでございます。

次に防災関係ですが、4月5日に和水町消防団辞令交付式を行いました。今年度は新たに12名の方が入団され、総勢470名の団員の皆様に町民の安心・安全のために貢献していただくこととなりました。本年になって火災も数件発生しております。団員の皆様には自らを省みず、町民のために消防活動に奉仕していただいておりますことに、心から感謝を申し上げますとともに、町といたしましても、防災力の向上に力を注いでまいりたいと思うところでございます。

これから本格的な梅雨時期に入り、大雨による水害や土砂災害等が発生しやすい季節になってまいります。町といたしましても緊張感を持って、いつ発生するか分からない自然災害に備え、万全を期してまいりたいと考えております。

その他の行事につきましては、お手元にお配りしておりますので、報告書のとおりでございます。

以上をもちまして、第1回定例会以降の行事報告とさせていただきます。

さて、本定例会におきましては、お手元にお配りしております議案書のとおり、条例改正等の議案6件、特別会計を含む令和2年度補正予算議案8件、専決の承認についての議案が3件、その他2件を合わせまして19件の議案を上程しており、御審議をお願いするところでございます。一般会計補正予算の議案を含む各議案の詳細につきましては、この後、それぞれの担当課長より御説明をさせていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上で行政報告及び開会に際しましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで行政報告は終わりました。

---

#### 日程第5 承認第8号 専決処分の承認について（令和2年度 和水町一般会計補正予算（第2号））

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、承認第8号「専決処分の承認について」令和2年度和水町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 承認第8号、専決処分の承認について。令和2年度和水町一般会計補正予算（第2号）の専決処分について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について同条第3項の規定により、次のとおり報告し、承認を求めるものであります。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

承認第8号の予算書の表紙、裏面を御覧いただきたいと思っております。令和2年度和水町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,652万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,789万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年5月19日専決、和水町長高巢泰廣でございます。

第1表、歳入歳出予算補正について説明を申し上げます。1ページを御覧いただきたいと思っております。まず歳入について説明いたします。

15款の国庫支出金、2項国庫補助金に8,627万4,000円を追加します。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

その下、20款繰越金に5,024万7,000円を追加いたします。新型コロナウイルス感染症対応分として行う事業に充当するものでございます。

続いて歳出について説明申し上げます。6ページを御覧いただきたいと思っております。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費に2,468万8,000円を追加します。こ

これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で行います、大学生等生活応援給付金（一人当たり10万円）の給付と高校生生活応援給付金（一人当たり1万円）を給付するものでございます。

続いて4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費に2,455万6,000円を追加いたします。災害発生時の避難所用間仕切り、検温カメラ等、感染予防の様々な備品等を購入するものでございます。

その下、7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費に7,341万8,000円を追加いたします。新型コロナウイルスの影響で売上げが20%以上、50%未満減少している事業者への支援のための10万円を交付するものでございます。

以上で説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

---

#### 日程第6 承認第9号 専決処分の承認について（令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号））

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、承認第9号「専決処分の承認について」令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 専決処分の承認について。令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）の専決処分について提案理由の説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求めます。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣です。

予算書の裏面を御覧ください。令和2年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,888万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年5月19日専決、和水町長高巢泰廣です。

今回の専決につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業分について専決を行っております。

まず歳出について説明いたします。6ページを御覧ください。

1款、総務費、1項、施設管理費、1目、一般管理費、10節、需用費の細説、消耗品で15万4,000円を増額しております。これは電子体温計などの購入費となっております。

次に17節の備品購入費で192万5,000円増額しております。これは利用者様、御家族様の面会をインターネットを活用して行うための機器の購入費と、利用者様が点滴をされる際に町立病院の外来患者さんとの接触を避けるために別室で実施しており、車いすに乗ったまま点滴は可能なり

「リクライニング」の車いすが不足しており購入するものでございます。

次に歳入について説明いたします。5ページを御覧ください。

9款、繰入金、1項、一般会計繰入金を歳出額に合わせ、210万9,000円増額しております。

以上で承認第9号、専決処分の承認について。令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

---

**日程第7 承認第10号 専決処分の承認について（令和2年度 和水町病院事業会計補正予算（第1号））**

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、承認第10号「専決処分の承認について」令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） 令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）の専決処分について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件につきまして、同条第3項の規定により、次のとおり報告し、承認を求めるものでございます。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣です。

内容につきまして説明いたします。予算書の裏面を御覧ください。

総則、第1条、令和2年度和水町病院事業会計補正予算は、次に定めることによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和2年度和水町病院事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおりに補正する。

まず収入の部、第1款、病院事業収益、既決予定額9億1,225万1,000円、補正予定額287万6,000円、計9億1,512万7,000円。

第1項、医業収益、既決予定額7億3,375万3,000円、補正予定額287万6,000円、計7億3,662万9,000円。

続きまして支出の部、第1款、病院事業費用、既決予定額9億1,225万1,000円、補正予定額287万6,000円、計9億1,512万7,000円。

第1項、医業費用、既決予定額8億4,686万2,000円、補正予定額287万6,000円、計8億4,973万8,000円でございます。

続きまして資本的収入及び支出、第3条、予算第4条中の資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入の部、第1款、資本的収入、既決予定額1億6,329万6,000円、補正予定額887万4,000円、計1億7,217万円。

第3項、国庫補助金、既決予定額678万3,000円、補正予定額887万4,000円、計1,565万7,000円でございます。

続きまして支出の部でございます。第1款、資本的支出、既決予定額1億8,600万円、補正予定額887万4,000円、計1億9,487万4,000円。

第1項、建設改良費、既決予定額1億3,170万9,000円、補正予定額887万4,000円、計1億4,058万3,000円でございます。

たな卸資産購入分限度額、第4条、予算第9条中、たな卸資産の購入限度額6,041万6,000円を6,329万2,000円に改める。令和2年5月19日専決、和水町長高巢泰廣でございます。

補正の詳細につきまして、補正予算の実施計画で説明いたします。3ページの支出の部を御覧ください。

第1款、病院事業費用、第1項、医業費用、2目、材料費で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として287万6,000円の増額。具体的には医療用のマスク、防災トイレ、フェイスシールドなど、非常食を含めた医療体制維持のための材料購入でございます

なお、収入の部につきましては、前ページ、2ページの1款、病院事業収益、1項、医業収益、6目、他会計補助金で287万6,000円を増額しております

続きまして資本的収入及び支出でございます。5ページの支出の部を御覧ください。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、資産購入費で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、医療機器の購入に要する費用887万4,000円の増額です。医療機器の具体的例としまして、人工呼吸器や体温をはかるためのサーモグラフィ、陰圧式テントやストレッチャー等を購入予定でございます。

収入の部としまして、4ページを御覧ください。

1款、資本的収入、3項、国庫補助金、1目、国庫補助金で887万4,000円を増額しております。今回の補正では材料費及び資産購入費を補正しております。

以上、承認第10号、令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

---

## 日程第8 議案第40号 和水町消費生活安心条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第40号「和水町消費生活安心条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第40号、和水町消費生活安心条例の制定について説明申し上げます。和水町消費生活安心条例を次のように定める。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

条例の要点のみ説明を申し上げます。和水町消費生活安心条例、まず目的、第1条、2行目から町民の消費生活における利益の要望及び増進に関して、町が実施する施策について必要な事項を定めることにより、町民の消費生活の安定及び向上を図りもって、町民の安全で安心できる暮らしの実現に資することを目的とするものでございます。

第2条には定義として定めております。

第3条には基本理念といたしまして、この条例の目的を達成するための施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

第1号、消費者基本法第2条第1項に規定する基本理念にのっとり、消費者の権利を尊重するとともに、消費者の自立を支援すること。

2号、事業者等が自己の利益のみならず、消費者にも利益をもたらすとともに、社会への貢献にも寄与する経営を行うことを促進すること。

3号、当該施策に係る町の全ての組織、自治組織、（自治会、その他地域住民の組織する団体等をいう）及び関係する行政機関、その他の関係者が協力して行うこととしております。

町の責務といたしまして、第4条、町は消費生活に関する情報の収集を行い啓発、教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動、その他市民の消費生活の安定及び向上を図るため、必要な情報の提供、助言、その他の支援を行う責務を有する。

自治体の相互連携、第5条といたしまして、玉名市、玉東町、南関町及び和水町は相互に連携を図りながら、協力して消費者施策を実施するものとする。

訪問販売の制限等、第6条、事業者等は訪問販売を行おうとするとき、その相手方に対して勧誘を受ける意思があることを確認しなければならない。

第2項、事業者等は住居等に張り紙、その他の方法により訪問販売に係る契約の締結をしない及び締結の勧誘を受けない旨の意思を表示した消費者に対し、当該契約の契約について勧誘をしてはならない。

第3項、町長は事業者等が前項の規定に違反していると認めるときは、その旨を公表することができる。

説明の求め等、第7条、町長は消費者から苦情の処理のために必要があると認めるときは、事業者とその他の関係者に対し、消費生活相談窓口への来庁及び説明、または商品等の品質及び表示、営業の方法等に関する資料の提出を求めることができる。

2項では消費者の提出を拒んだ場合において、不当な取引による被害の発生及び拡大を防止するため、必要があると認めるときは消費者の苦情の内容並びに当該関係者の氏名、または名称及び住所、または所在地を公表することができる。

事業者等への要請、第8条、町長は消費者被害の発生、または拡大の防止を図るため、必要があると認めるときは事業者等に対し、商品等の品質及び表示、営業の方法等について改善の要請を行うものとする。

3項では、第1項の要請を行ったとき、当該要請の内容を公表することができる。

4項では、第1項の事業者等から同項の改善の結果の報告があったときは、その報告の内容を公表することができる。

5項では、前項の報告の内容に関し、疑義があると認めるときは、当該報告に係る事業所等に対し質問をし、これに対する回答の内容を公表することができる。

6項では、第4項の報告がなかったときは、当該報告に係る事業所等に対し、当該報告を行わ

なかった理由の説明を求め、これに対する回答の内容を公表することができることとしております。

委任、第9条、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附則、この条例は令和2年10月1日から施行する。

提案理由、本町及び隣接市町において、消費者トラブルが発生している状況であり、消費生活の安定及び向上を図り、町民の安全で安心できる暮らしの実現を目的に条例を制定する必要がある。

また玉名定住自立圏の玉名市、玉東町、南関町と連携して、同条例の制定を予定している。これが条例案を提出する理由でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御承認賜りますようお願いいたします。

---

#### 日程第9 議案第41号 和水町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第41号「和水町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第41号、和水町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について説明を申し上げます。

和水町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず提案理由について補足して説明を申し上げます。

本条例は地方税法第436条に基づき制定をされております。固定資産台帳に登録された価格について審査の申出があったときの審査の手続、記録の保存、その他審査に関し、必要な事項を定めた条例でございます。本提案は関連する法の題名が改正になったことに伴い、文言を変更するものでございます。

具体的に改正になった文言を申し上げます。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における、情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正をする法律、「通称デジタル手続法」の施行に伴い、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、通称「行政手続オンライン化法」の題名が情報通信技術を活用した行政の通信等に関する法律、通称「デジタル行政推進法」に改められるとともに、改正後の同法の目的である国民等のあらゆる活動において、情報通信技術の便益を享受できる社会を実現するため、民間手続を含めて情報通信技術の活用を推進する内容に改正されました。

この改正に伴い、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、行政手続オンライン化法」の題名を引用する既存の例規の改正が必要となります。具体的には改正内容について説明を申し上げます。新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第6条第2項に「行政手続等における情報通信の技術に関する法律、行政手続オンライン化法」を引用しておりますので、改正後「情報通信の技術を活用した行政の推進等に関する法律、デジタル行政推進法」に改正を行っております。

また第6条第2項の電子情報処理組織を使用して、弁明がされた場合の取扱いをより明確にするため、「前項の規定に従って弁明書が提出された」を「正副2通の弁明書の提出があった」に改正をしております。

以上で説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

---

#### 日程第10 議案第42号 和水町振興計画審議会条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第42号「和水町振興計画審議会条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第42号、和水町振興計画審議会条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

和水町振興計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

改正の内容としましては、和水町振興計画審議会条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように定める。第1号代表区長、附則、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

提案理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、今まで嘱託員としてきた区長様のほうが特別職の非常職員から除外されたことに伴いまして、第1号を代表区長という名称のほうに変更する改正を行う必要があります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

以上で議案第42号、和水町振興計画審議会条例の一部改正について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

---

#### 日程第11 議案第43号 和水町税条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第43号「和水町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第43号、和水町税条例の一部改正について、提案理由の説明を行います。

議案第43号、和水町税条例の一部改正について、和水町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

初めに提案理由を説明申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、一定の要件に該当する中小事業者に対する固定資産税の軽減、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長、町税の徴収猶予制度の特例等の措置が講じられたことを踏まえ、所要の整備を行うために本条例の一部を改正する必要があります。これがこの本条例を提出する理由でございます。

新旧対照表により説明を申し上げます。新旧対照表の1ページをお開きください。

1ページが第1条による改正となります。附則第10条（読替規定）は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、国税関係法律の臨時特例に関する法律が令和2年4月30日に公布され、あわせて地方税法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例と、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例が追加されたものです。

附則第10条の2は1項を追加し、中小企業者等が法律の施行の日から令和3年3月31日までの間に、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した家屋及び償却資産について、3年間に限り税額をゼロとしようとするものです。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限、令和2年9月30日を令和3年3月31日まで延長するものでございます。

附則第24条では新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請期間を定めるものでございます。

2ページをお開きください。第2条による改正です。

第10条の（読替規定）では、地方税法に新たに二つの条文が追加されたことに伴う条の改正になっております。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の追加でございます。新型コロナウイルス感染症により中止、延期のほか、規模の縮小等を行ったが参加料金等の払戻しを受けないことを選択した場合に町長が指定した行事に限り、町民税において寄附金控除が可能となるものでございます。

附則第26条は新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の追加でございます。令和2年12月末まで入居した場合に認められる特例を所得税において一定の要件により1年間延長するため、所得税において控除できなかった税額を住民税において控除する特例を1年間延長し、令和15年度までを令和16年度までとするものでございます。

以上で議案第43号、和水町税条例の一部改正についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

---

## 日程第12 議案第44号 和水町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第44号「和水町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第44号、和水町国民健康保険条例の一部改正について提案理由の説明を行います。

議案第44号、和水町国民健康保険条例の一部改正について。和水町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

初めに提案理由を説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的として、給与等の支払いを受けている被保険者が休暇を取得しやすい環境を整備するため、当該感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定める必要があるため条例を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

和水町国民健康保険条例の一部を改正する条例ですが、附則第3項の次に新たに6項を加えるものでございます。第4項から第6項は新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について、第4項では傷病手当金の支給について、第5項では傷病手当金の額について、第6項では傷病手当金の支給期間について定めています。

また第7項から第9項では、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整についてを定めております。

附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第4項から第9項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日から令和2年1月1日から規定で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

以上で議案第44号、和水町国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

---

### 日程第13 議案第45号 和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第45号「和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第45号、和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を行います。

議案第45号、和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、和水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

和水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、和水町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。第9号、広域連合条例第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の

提出の受付。

附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的として、給与等の支払いを受けている被保険者が休暇を取得しやすい環境を整備するため、当該感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定める必要があるため、条例を改正する必要があります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

熊本県後期高齢者医療広域連合のほうでも、この条例の一部改正がなされ、後期高齢者医療においても、傷病手当金の支給が規定されたことから、本町が行う後期高齢者医療の事務に「傷病手当金の申請書の提出の受付」を追加するための改正でございます。

以上で議案第45号、和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

---

#### 日程第14 議案第46号 令和2年度 和水町一般会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第46号「令和2年度和水町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君）

議案第46号、令和2年度和水町一般会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。予算書の表紙、裏面を御覧いただきたいと思っております。

令和2年度和水町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,616万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億2,415万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず歳入の主なものを説明を申し上げます。7ページを御覧いただきたいと思っております。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金に158万2,000円を追加します。新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金です。図書室の環境充実に充てられるものでございます。

4目、土木費国庫補助金に5,415万5,000円を追加します。江田高野線に充当するものです。

16款、県支出金、2項、県補助金、9目、土木費県補助金に341万3,000円を追加いたします。これは平成28年熊本地震復興基金事業の一つ宅地復旧補助に充てるものでございます。

8ページをお開きください。21款、諸収入、4項、受託事務収入、1目、民生費受託事業収入に321万8,000円を追加いたします。熊本県後期高齢者医療広域連合から受入れ、後期高齢者医療

会計繰出金に充てるものでございます。

その下、21款、諸収入の雑入から217万円を減額します。コミュニティ事業自主防災組織分が減額となっております。

最後に22款、町債に6,370万円を追加いたします。先ほど国庫支出金で説明いたしました江田高野線の道路整備に充当するものです。

以上で歳入補正の説明を終わります。

続いて歳出の主なものを説明申し上げます。なお、人件費につきましては、前年度職員採用、また4月の人事異動に伴い、補正を行っておりますので、説明を省略させていただきます。

まず2款、総務費、1項、総務管理費、6目、企画費に148万8,000円を追加いたします。主なものといたしまして、藤田さくらタウンの飲料水供給施設の使用料徴収管理システム改修委託料でございます。

その下、8目、電子計算費に159万5,000円を追加いたします。これは電算室内の電算機を無停電電源装置のバッテリー2台の交換に充てるものでございます。

その下、10目、地域づくり推進費に100万円を追加いたします。これは一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献候補事業の助成金で、江光寺区の公民館エアコンなどの設置事業の補助とするものでございます。

12ページを御覧ください。一番下、2目、高齢者福祉費の特別養護老人ホーム事業会計繰出金161万4,000円を減額いたします。事業会計の人件費の減額によるものです。

11ページを御覧いただきたいと思えます。

3款、民生費、1項、社会福祉費、5目、旧老人福祉センター施設費に2,896万9,000円を追加いたします。これは解体途中におきまして、地下タンクからの重油漏れが発覚したため、その処理に充てるものでございます。

その下、7目、後期高齢者医療費に206万5,000円を追加いたします。これは歳入で申し上げました熊本県後期高齢者医療広域連合より歳入として受入れ、事務費として町の後期高齢者医療会計に繰り出すものでございます。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費の特定地域生活排水処理事業会計繰出金を299万4,000円減額いたします。これは事業会計の国庫支出金精算の返還がなくなったことによるものであります。

12ページを御覧ください。一番下、1目、土木総務費の工事請負費を1,415万円減額し、13ページ、一番上の1目、道路維持費1,450万円を追加し、予算の組みかえを行います。理由は当初法定外公共物水路等の改修工事として、取り扱ってございましたけれども、その原因が町道に埋設された排水管等が小さ過ぎるため、大雨のときなど排水し切れず、排水溝の崩落につながるなど、根本的な理由が町道の構造にあることから、道路維持工事費に変更するものでございます。なお、起債は令和2年度、最終年度となっております。緊急自然災害防止対策事業債を活用いたします。

その下、2目、道路新設改良費、単独に380万1,000円を追加いたします。南小学校と町道南小線の境界確定のための測量設計の業務委託料が主なものでございます。

その下、3目、道路新設改良補助の14節、工事請負費に1億3,500万円を追加いたします。江田高野線に対する社会資本整備総合交付金の内定を受けて事業費を補正するものでございます。

続いて8款、土木費、5項、住宅費、1目、住宅管理費に341万3,000円を追加いたします。歳入でも申し上げました平成28年度熊本地震復興基金事業の1事業として実施されます、宅地復旧に対する補助金でございます。

一番下、9目、消防費から520万円を減額いたします。自主防災組織助成事業補助金の不採択が決定いたしましたので、それに伴う減額をするものでございます。

14ページを御覧ください。10款、教育費、4項、社会教育費、3目、公民館費に158万2,000円を追加いたします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1事業として実施する中央公民館、三加和公民館図書室の図書の実をを図るものでございます。

以上、歳出予算補正の説明を終わります。

最後に4ページを御覧いただきたいと思っております。

第2表、地方債補正について説明を申し上げます。変更といたしまして、道路橋りょう整備事業、過疎債といたしまして、限度額、補正前2億3,150万円に6,370万円追加補正し、補正後の限度額を2億9,520万円とするものです。江田高野線の道路整備事業に充当いたします。

以上、議案第46号、令和2年度和水町一般会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

---

#### 日程第15 議案第47号 令和2年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、議案第47号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第47号、令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,825万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

歳出のほうから御説明申し上げます。6ページを御覧ください。

2款、保険給付費、6項、傷病手当金、1目、傷病手当金を450万円補正するものです。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的として、給与等の支払いを受けている被保険者が休暇を取得しやすい環境を整備するため、当該感染症に感染した被保険者等に対する傷

病手当金の支給を行うものでございます。

次に5ページを御覧ください。歳入を説明いたします。

6款、県支出金、2項、県補助金、1目、保険給付費等交付金、特別調整交付金としまして、新型コロナウイルス対策傷病手当金分を450万円を増額し、10億787万2,000円となります。

これは歳出で説明しました、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、当該感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給を行うもので、国の10分の10の補助がございまして、熊本県から交付されるものでございます。

以上で、議案第47号、令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

---

#### 日程第16 議案第48号 令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、議案第48号「令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 議案第48号、令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を致します。予算書の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ161万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,727万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣です。

まず歳出について説明します。6ページを御覧ください。

1款、総務費、1項、施設管理費、1目、一般管理費、2節の給料で307万6,000円、3節の職員手当等で226万6,000円、4節の共済費で204万円を減額しております。これは、主に3月末で依願退職しました正職職員の人件費分となっております。

次に11節の役務費の手数料で576万8,000円を増額しております。きくすい荘は、定年・依願退職等により昨年4月と比較し5名の介護士減となっており、ハローワークなどで介護士を募集しましたけれども、応募が無い「人材派遣」で対応するための派遣手数料となっております。

次に、歳入について説明致します。5ページを御覧ください。

9款、繰入金、1項、一般会計繰入金を161万4,000円減額しております。

これは、今回の歳出金額の減額分に合わせ一般会計繰入金を減額しております。

以上で議案第48号、令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

---

**日程第17 議案第49号 令和2年度 和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）**

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、議案第49号「令和2年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました、議案第49号、令和2年度和水町住宅用地造成事業補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をお開きください。

令和2年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,682万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳出から御説明します。最後の6ページのほうを御覧いただきたいと思えます。

2款、事業費、1項、事業費、1目、宅地造成事業費を31万2,000円増額補正しております。

内容につきましては、造成工事の実施に当たり、町道藤田前原線の取り付け道路の拡幅工事施工に伴いまして、町有地に立っております既設電柱の移転が必要となり、九州電力配電に対して移設工事の補償金として31万2,000円を計上しております。

続きまして、歳入のほうを御説明いたします。前のほうに戻って5ページのほうを御覧ください。

6款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金31万2,000円増額補正しております。前年度繰越金のほうで対応しております。

以上で議案第49号、令和2年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

---

**日程第18 議案第50号 令和2年度 和水町下水道事業会計補正予算（第1号）**

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、議案第50号「令和2年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第50号、令和2年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,672万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容について、歳出から御説明いたします。予算書資料の6ページを御覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、こちらを107万3,000円増額し、1,483万9,000円となります。こちらは、4月1日付の人事異動に伴い増額となりました。下水道事業会計では、2名分の給与を支払いましております。増額した分を前ページ、5ページの一般会計繰入金で増額補正を行っております。

以上で議案第50号、令和2年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

---

#### 日程第19 議案第51号 令和2年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第19、議案第51号「令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第51号、令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ472万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,435万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容について、歳出から御説明いたします。予算書資料の7ページを御覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の説明で国庫支出金精算返還金280万4,000円を減額しております。こちらは令和元年度以前の補助金を多く交付された分を返還する額として計上してございましたけども、令和元年度で交付される国庫補助金で返還金を相殺して交付されたために、元年度で返還金の完了となりました。280万4,000円全額を減額しております。

2款、衛生費、1項、下水道費、1目、特定地域生活排水処理施設管理費の工事請負費を753

万円増額しております。今年度の設置見込み数26件に対しまして、現在の新規住宅の申請が15件と増加傾向にあります。約5件分の工事請負費を増額しております。

続きまして歳入です。6ページを御覧ください。

増額した分の工事請負費分の受益者加入負担金68万円、増嵩経費負担金30万円、国庫補助金163万7,000円、下水道事業債250万円、過疎対策事業債240万円、こちらをそれぞれ増額補正をいたしております。

一般会計繰入金の減額分279万1,000円は歳出の返還金分と工事請負費等の金額を加味した額となっております。

以上で議案第51号、令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

---

#### 日程第20 議案第52号 令和2年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第20、議案第52号「令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第52号、令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,852万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳出のほうから説明いたします。6ページを御覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費を115万3,000円減額補正するものです。これは、4月の人事異動により給与、職員手当等、共済費の減額を行うものです。

3款、保健事業費、1項、健康保持増進事業費、1目、健康診断費は42万3,000円増額し、1,080万8,000円となります。これは、会計年度人用職員の通勤手当が7,100円から1万円に変更となったため、その差額を補正するものです。

また、今年度から取り組む「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組」として、被保険者へ「フレイル」、「血糖コントロール」についての理解を深めていただくためのパンフレットの購入及び新型コロナウイルス感染拡大の防止を目的とした消耗品の購入について38万9,000円を補正するものでございます。

次に5ページを御覧ください。歳入を御説明いたします。

4 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、1 目、事務費繰入金は206万5,000円増額補正し、1,138万9,000円となります。これは、人事異動による職員手当等115万3,000円の減額と「高齢者の保健事業と介護予防の一体的取り組み」の事業補助を、一旦一般会計で受け入れた後に後期高齢者医療事業会計へ受け入れるため予算を組みかえるものでございます。

6 款、諸収入、4 項、受託事業収入、1 目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、先ほど申し上げました、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的取り組み」の事業補助を、一旦一般会計で受け入れた後に後期高齢者医療事業会計へ受け入れるため予算を組みかえたもので、279万5,000円の減額補正となります。

以上で議案第52号、令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

---

#### 日程第21 議案第53号 令和2年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第21、議案第53号「令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） ただいま議題となりました議案第53号、令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）、総則、第1条、令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、令和2年度和水町病院事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入の部でございます。

第1款、病院事業収益、既決予定額9億1,512万7,000円、補正予定額620万2,000円、計9億2,132万9,000円。

第1項、医業収益、既決予定額7億3,662万9,000円、補正予定額620万2,000円、計7億4,283万1,000円。

続きまして、支出の部です。

第1款、病院事業費用、既決予定額9億1,512万7,000円、補正予定額620万2,000円、計9億2,132万9,000円。

第1項、医業費用、既決予定額8億4,973万8,000円、補正予定額611万7,000円、計8億5,585万5,000円。

第3項、健康管理センター費用、既決予定額1,708万3,000円、補正予定額4万5,000円、計1,712万8,000円。

続きまして第5項、訪問看護事業費用、既決予定額2,148万5,000円、補正予定額4万円、計

2,152万5,000円です。

資本的収入及び支出の補正、第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,270万4,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,308万9,000円」に改め、資本的収支及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部でございます。第1款、資本的収入、既決予定額1億7,217万円、補正予定額ゼロ円、計1億7,217万円でございます。

第3条で提案しましたとおり、収入の不足額38万5,000円は補填財源、内部留保資金から補てんすることになっております。

支出の部、第1款、資本的支出、既決予定額1億9,487万4,000円、補正予定額38万5,000円、計1億9,525万9,000円。

第1項、建設改良費、既決予定額1億4,058万3,000円、補正予定額38万5,000円、計1億4,096万8,000円でございます。

議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正、第4条、予算第8条中に定めた経費の金額を次のように改める。

1、職員給与費、既決予定額6億138万7,000円、補正予定額620万2,000円、計6億758万9,000円。令和2年6月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

補正の詳細につきましては、補正予算の実施計画により説明いたします。3ページ支出の部を御覧ください。

1款、病院事業費用、1項、医業費用、1目の給与費で、職員の4月採用及び異動等に伴い611万7,000円の増額。

3項、健康管理センター費用、1目、健康管理センター費用で、職員の異動に伴う看護師の手当の増額で4万5,000円の増額。

5項、訪問看護事業費用、1目、訪問看護事業費用で、職員の法定福利の増額により4万円の増額となっております。

なお、収入の部につきましては前ページ、2ページの1款、病院事業収益、1項、医業収益、1目、入院収益で620万2,000円を増額しております。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。4ページ、支出の部を御覧ください。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、資産購入費で医療機器の購入に要する費用として、38万5,000円の増額をしております。収入については補てん財源、内部留保資金から38万5,000円を補てんするものでございます。

今回の補正では人件費及び建設改良費を補正していますので、5ページ以降は、給与費明細書になります。また、13ページから17ページに補正内容の説明書を添付させていただいております。

以上、議案第53号、令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

---

## 日程第22 陳情等の常任委員会付託等について

○議長（蒲池恭一君） 日程第22、「陳情等の常任委員会付託等について」はお手元に配りました「陳情等文書一覧表」のとおり、配付及び所管の委員会に付託しましたので報告いたします。

---

○議長（蒲池恭一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日9日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

---

散会 午前11時23分